

10 関与

重要度 B

	2009	2010	2011	2012	2013
択一				○	○
多肢					
記述					

1. 国または都道府県の関与の取扱いは?

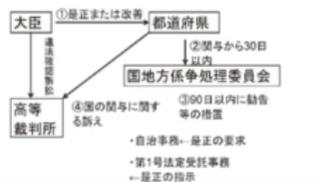
	2009	2010	2011	2012	2013
択一				○	○
多肢					
記述					

1. 国または都道府県の関与の取扱いは?

2. 「是正の指示」「是正の勧告」も行うものかどうか?

3. 大臣が都道府県に行う「是正の指示」はどのような事項について行うものか?

4. 大臣が都道府県に行う「是正の指示」はどのような事項について行うものか?



	2014	2015	2016	2017	2018
択一			○	○	
多肢					
記述					

A. 法律またはこれに基づく政令（20条の2）。※ 条約はダメ。

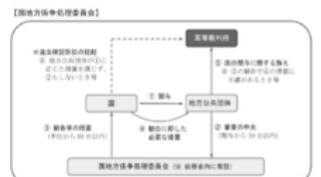
	2014	2015	2016	2017	2018
択一					
多肢					
記述					

A. 法律またはこれに基づく政令（20条の2）。※ 条約はダメ。

A. 法令の規定に違反しているかどうか。または著しく違反を怠り、かつ明らかに利益を害しているかどうかを判断する。

A. 自治事務。

A. 法定受任事務。

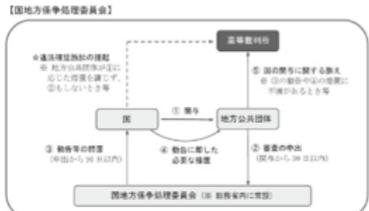
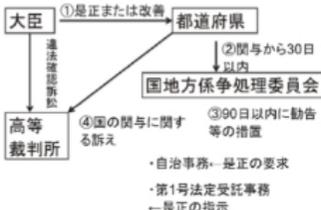


出題テーマごとの重要度や、過去10年間の出題実績を確認しながら、学習できます。

一問一答形式のドリルを解きながら、必要な知識を効率良く確認することができます。

7. 審査の請求を受けた国地方係争処理委員会はいつまでに審査および勧告を行わなければならないか?

A. 審査の申出があった日から90日以内。



試験で問われる手続の流れなどを、イメージしやすいように図表にして解説しています。

さまざまな制度のポイントを、比較しやすいようにコンパクトにまとめています。

7. 審査の請求を受けた国地方係争処理委員会はいつまでに審査および勧告を行わなければならないか?

A. 審査の申出があった日から90日以内。

8. 「是正の指示」「是正の勧告」に関して、普通地方公共団体が請求をできない場合で国地方係争処理委員会への審査の申出を行わない等一定の場合には、大臣はどのようなことができるか?

9. 代執行はどのような事項について行うことができるか?

10. 代執行の手続きの取扱いを説明しなさい。

11. 代執行と是正の指示を比べてみよう。

A. <是正の指示> 指示  
<代執行> 勧告 → 指示 → 高裁 → 代執行